

◆農地転用には許可申請が必要です

田や畑といった農地は、農業者にとつて生活の基盤であり、また、私たちの食糧を供給する重要な土地でもあります。

したがって、農地を農業以外の目的に転用する行為には、法律によりその必要性や規模の適当性、周辺農地への被害防止策を審査したのちに許可することで、不必要な転用を防いでいます。

住宅建築や墓地の移転などで農地を転用する場合、農地法に基づく県の許可を受けなければなりません。これに違反した場合は、県の原状回復命令などを課せられることとなります。

また、基盤整備地など町が将来も農地として保護する必要性が高いとして指定した「農用地区域」に属する田畑では、原則転用が認められませんので、転用行為を計画されている方は、必ず着手する前に地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、もしくは農業委員会事務局までご相談ください。

区分	法令	申請内容	備考
売買 賃貸借	農地法 第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 下限面積30アール以上、 農作業従事日数150日など
転用	農地法 第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場など)	(県知事許可)
	農地法 第5条	農地の転用を目的とした賃借・売買を行う場合 (事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畑に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出した上で、形状変更を行うようにお願いします。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、 <u>一定の条件を満たしている場合</u> 、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

〈申請から許可までの流れ〉

毎月20日に締め切り、翌月の7日前後に開催する農業委員会で審議し、農地法第3条、農地形状変更、非農地証明は当日の農業委員会で可否の判断をします。

また、転用の農地法第4条および第5条申請は、当日の農業委員会で可決した場合、意見を附して県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、転用の可否を判断します。

農業委員と農地利用最適化推進委員の業務

毎月7日前後に開催される農業委員会において、上記案件がある担当地区の農業委員および農地利用最適化推進委員は当事者から直接聞き取りなどの調査を行い、議案審議や農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動により農地利用の集積・集約化などに取り組みます。

また、日々担当地区の農地パトロールを行い、違反転用や不法投棄などの調査や耕作放棄地の解消に努めるなど、所有者に対して耕作指導および利用権設定の推進をします。そのほかに「全国農業新聞」購読者の普及活動および「農業者年金」の加入推進を行います。

■農業委員会予定日

令和4年	4月7日(水)	5月7日(金)
	6月3日(木)	7月7日(水)
	8月5日(木)	9月3日(金)
	10月6日(水)	11月5日(金)
	12月3日(金)	
	1月6日(木)	2月3日(木)
	3月3日(木)	

・時間 午後2時～
・場所 本庁3階中会議室

※12月3日のみ、佐賀支所3階 大会議室

○お問い合わせ

本庁 農業委員会事務局

☎ 4311888

黒潮町農業委員 農地利用最適化推進委員名簿

(任期:令和4年3月31日まで)

上段より、氏名・電話番号・担当地区

◎=会長 ○=会長職務代理者

(新):新任 (推):農地利用最適化推進委員



おだに けんじ
小谷 健児

☎55-7243
市野瀬・佐賀橋川
・拳ノ川



のざか けんじ
野坂 賢思

☎55-7055
川奥・荷稻
・中ノ川



ふじた きよこ
藤田 清子

☎55-2289
不破原・市野々川
・小黒ノ川



ふじはら しんのぶ
藤原 忍

☎55-3848
伊与喜・藤縄
・熊井



はまぐち よしなみ
濱口 佳史

☎55-2509
佐賀・白浜・鈴
・熊野浦



やまなか りゅう
山中 譲

☎44-1311
灘・伊田・有井川



かねこ たかこ
金子 孝子

☎44-1580
上川口・蜷川



いがい せいいち
○伊藝 精一

☎43-2544
浮津・鞭・口湊川
・奥湊川



まつもと まさこ
松本 昌子

☎43-2797
加持本村・大屋敷
・本谷・大井川



しきじ とみや
敷地 智也(新)

☎43-3364
小川・田村・早咲



さかい ゆきお
酒井 幸男(新)

☎43-2488
浜の宮・町・万行
・錦野・入野本村・芝



ふくどめ やすひろ
福留 康弘

☎43-1476
馬荷・御坊畑
・大方橋川



いずみ
ハジフ 泉(新)

☎43-0246
上田の口・緑野
・下田の口



よしお こいち
◎吉尾 好市

☎43-1271
田野浦・出口



おおいし まさゆき
大石 正幸(推)

☎55-7447
市野瀬~小黒ノ川



ひろせ まさひろ
弘瀬 正彦(推)

☎55-2650
伊与喜~鈴



ひらの ゆきとし
平野 幸敏(推)

☎44-1917
灘~蜷川



みやがわ けんさく
宮川 建作(推)

☎43-3657
浮津~大井川



こばし せいいち
小橋 誠一(新・推)

☎43-1674
小川~芝



おさき すみお
尾崎 澄夫(推)

☎43-4377
馬荷~下田の口



ふくい しょういち
福井 正一(推)

☎43-3796
田野浦・出口

野焼きは法律で原則として禁止されています。

ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人への健康被害を引き起こすことがあります。

家庭や事業所から出たごみを野焼きで処分することは法律で原則として禁止されています。ごみは定められた処理方法で適正に処理しましょう。

【罰則規定】

5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金(またはこの併科)が課せられます。

◆家庭から出たごみや事業系一般廃棄物は？

家庭ごみは分別し黒潮町のごみ収集に出してください。事業系一般廃棄物は集積所に出さず、幡多クリーンセンターに直接持ち込むか、町が許可した収集・運搬業者に委託し、責任を持って処理してください。

○お問い合わせ

本庁住民課 環境保全係

☎4312800